

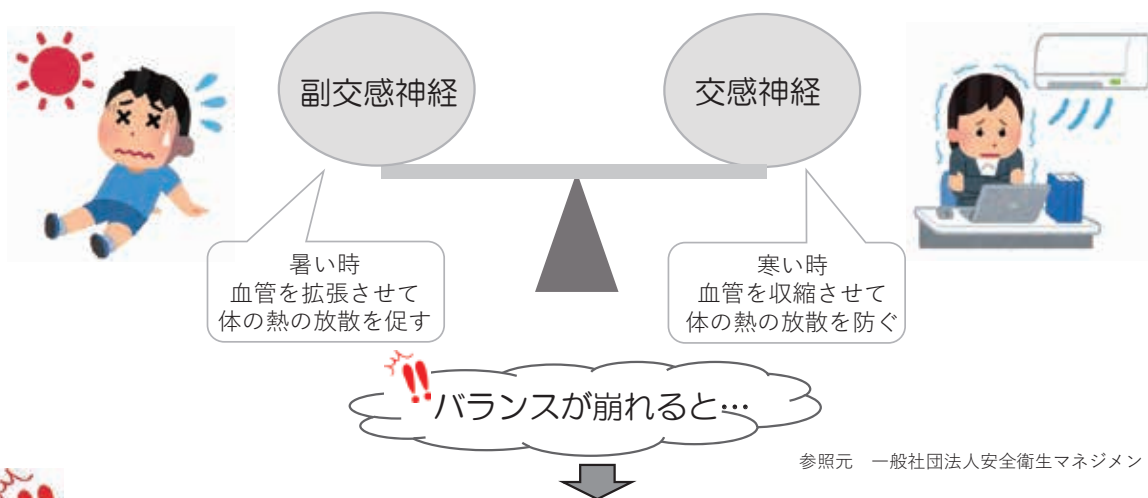
冷房病（クーラー病）について

まだまだ厳しい暑さが続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。そんな残暑を乗り切るためにも、熱中症対策はもちろん大切ですが、冷房病についても知っておく必要があります。



冷房病とは

急激な気温の変化に身体がついていけなくなり起こる**自律神経失調症**の一種。人の身体は、気温に合わせて体温を上げたり下げたりする機能が備わっているが、気温の著しい変化が繰り返されると、体温調節している交感神経や副交感神経のバランスが崩れ、調節が間に合わなくなる。



参照元 一般社団法人安全衛生マネジメント協会



足腰の冷え、だるさ、肩こり、頭痛、食欲不振、神経痛、下痢、不眠 等

対策

- 外気温との温度差を減らす（5℃以内が望ましい）
- 冷房の効いた室内では羽織るもので調節する
- しっかり休息をとる
- 毎日入浴し体を温める
- 運動をして血行をよくする（仕事中でも定期的に立ち上がったたり屈伸運動を行う）

治し方

生活習慣の見直しが重要

- 栄養バランスの良い食事（冷たいものばかり摂取しないよう心掛ける）
- 適度な運動、入浴
- 質の良い睡眠
- ストレスを溜め込まない
- 酷い時は鎮痛剤や漢方薬内服（医師に相談）

一般財団法人 全日本労働福祉協会



毎年2月と8月、東京貨物運送健保会館（新宿区四谷1-23）で、四谷法人会主催の生活習慣病健康診断を実施しております。皆様の受診をお待ちしております。あわせて、保健指導・健康セミナー・健康相談等もご用命ください。

TEL03-5767-1714 FAX03-5767-1710 URL : <http://zrf.or.jp>

Q 請負契約書には、収入印紙を貼付する必要があるのですか。

A 収入印紙の貼付（印紙税の納付）が必要な文書は、課税文書といい、印紙税法によって定められています（印紙税法第2条、3条）。

請負というのは、法律で定められていて、請負人が或る仕事を完成することを約し、注文者がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約をいいます（民法第632条）。

請負に関する契約書は、印紙税法の第2号文書に該当するので、収入印紙の貼付が必要となります。

Q 委任契約書は、収入印紙を貼付する必要があるのですか。

A 必要がありません。

☆ 委任は、法律で定められていて、受任者が事務の処理をなすことを受任者に委託し、受任者がこれを承諾することによって成立する契約をいいます（民法第643条）。

委任に関する契約書は、印紙税法の課税文書に該当しないことになっているからです。

Q 業務委託契約書は、収入印紙を貼付する必要があるのですか。

A 必要がある場合と、不要な場合とがあります。

☆ 契約書について、収入印紙を貼付（印紙税の納付）する必要があるかどうかは、業務委託という形式的な表現によって決められるのではなく、契約書の実質的な内容によって判断されますので、その吟味を経て判断する必要があるからです。

業務委託という契約は、法律で定められている契約ではなく、その内容は請負契約であったり委任契約であったりします。

業務委託という名称だけでは、課税文書に該当する請負契約であるかが判断できませんので、契約の内容から実質的に判断されることになるのです。

業務委託契約書が請負に関する契約書に該当する場合は、印紙税法の第2号文書として収入印紙の貼付が必要ということになります。

Q 作成した1通の業務委託契約書が請負に関する契約書に該当する場合、契約当事者の何れが収入印紙の費用を負担するのですか。

A 2人（社）以上の当事者が関与して作成する業務委託契約書であれば、共同して作成した当事者が連帯して収入印紙の費用を負担することになります。

☆ 印紙税法は、「課税文書の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。」とし（印紙税法第3条第1項）、「一の課税文書を二以上の者が共同して作成した場合には、当該二以上の者は、その作成した課税文書につき、連帯して印紙税を納める義務がある。」（印紙税法第3条第2項）としています。

Q 業務委託契約について、当事者の数に応じた業務委託契約書を作成して、各当事者が保有するとする場合は、契約当事者の何れが収入印紙の費用を負担するのですか。

A 各当事者が1通ずつ収入印紙の費用を負担することに なります。

☆ 業務委託契約書を作成するときには、当事者の数に応じた契約書を作成して、各当事者が保有することが一般的で、このような場合、課税文書を作成

した人は、各当事者となりますので、収入印紙について、各当事者が1通ずつ負担するという扱いとなるからです。

Q 収入印紙の消印は、当事者全員が行わなければならないのですか。

A 文書の作成者全員の消印が必要となるわけではなくありません。

☆ 印紙税法では、収入印紙の再利用を防止する目的から、課税文書に貼付した収入印紙については消印をすることが義務付けられています（印紙税法第8条第2項）。

複数の人が共同して作成して貼付した収入印紙は、その作成者のうち誰か1人の者が消せばよいことになっています（印紙税法基本通達第64条）ので、2人が共同して作成した契約書については、当事者の双方が消印しても当事者のどちらか1人が消印しても差し支えないこととなります。

Q 収入印紙の消印は、契約書の作成者本人が行う必要があるのですか。

A 消印する人は、作成者本人に限られません。代理人、使用人その他の従業員の印章または署名によって行うことが可能です。

☆ 収入印紙を消すについては、「文書の作成者又は代理人、使用人その他の従業員の印章又は署名による」ことになっています（印紙税法施行令第5条）従って、必ずしも文書の作成者本人の消印が必要となるわけではありません。

また、消印は印章でなくても署名でもよいとされていますので、文書の消印は、その文書に押した印でなくとも、作成者、代理人、使用人、従業員の印章又は署名であれば、どのようなものでも差し支えないということになります。

関東法律事務所 弁護士 中山 徹

ころばぬ先の杖。何か気になったときは決定する「前」に、印鑑を押す「前」に、気楽にご相談下さい。

会員への無料法律相談（30 分間）

お電話でご予約いただきご来所下さい。秘密は何人にも厳守します。

TEL 03-3341-4155 URL <http://www.bengoshi-kanto.com> 新宿区四谷 3-8-9 三井ビル 6F



静音くつ丸洗い洗濯ネット



試作の変遷

発明を考えた場合、「企業に商品化してもらう」か、「自分で費用を捻出して商品化して販売する」か、の2パターンが考えられます。どちらもメリットデメリットがありますが、前者のほうが、費用の面や販売の面でリスクが少なく、個人発明家にはお勧めです。

しかし、企業に提案して採用される可能性は「1000に3つ」と言われるほど。そのため、企業に提案しても、なかなか商品化採用に至らないケースがほとんどです。今回は、企業にアイデアを採用され、商品化してもらったケースをご紹介します。

2020年に開催された「第24回身近なヒント発明展」の応募がきっかけとなった作品が、商品化契約が行われました。契約となったのは、お笑い芸人として現在大活躍中のお笑いコンビ「マシンガンズ」の西堀亮さんです。

商品化になったのは「静音くつ丸洗い洗濯ネット」で、子どもの上履きから布製ベルト、水筒ケース、ペットのハーネスなどを洗濯機で洗えるようにした洗濯ネットです。こうした小物は、洗濯機で洗うと洗濯機の内側にぶつかって音がでて、騒音問題にもなってしまうことがあります。本品は、厚さ約9mmの極厚ネットを採用することで、洗濯機に入れると洗いにくいものを手軽に洗うことができます。

円柱状の立体型のネットの中央に、出し入れするための開口部が設けられています。その開口部の3か所に設けられた短いボタン付きベルトで、開口部を閉じるようになっていきます。

また、それらの短いベルトとは別に、開口部の端から反対側の端へと、開口部を跨ぐように設けられた長いボタン付きベルトが特徴です。子ども用のベルトタイプの上履きは、ベルト部分が内側に沈み込んで

で洗えなくなります。この長いボタン付きベルトはそのベルト部分に通すことで、内側に沈み込むことを防止することができます。

書面審査では、今回契約いただいた旭電機化成株式会社の原守男専務の目に留まりました。しかし、この時の構造は、商品化になった構造とは全く異なるものでした。

当初の構造は、靴を洗うためのブラシで、取っ手部分がU字型をしており、洗った後にハンガーにもなるという構造でした。

早速、西堀さんに連絡を入れ、試作品を取り寄せ、実際に、旭電機化成さんの方で3Dプリンタを使って試作品を作り、社内で試してみたところ、評価はいいものではありませんでした。このままでは、売れないだろうという判断に至りました。

しかし、上履きを洗濯機で洗いたいというニーズはあるということが分かり、それから方針転換を図ることになりました。

まず、西堀さんが行ったのは、市販されている人工芝を加工して試作を試してみました。芝の部分がブラシの効果をしてくれるのでは、と想像していましたが、全く効果は見られませんでした。試作を試していくうち、摩擦効果で汚れを落とすのではなく、水流を利用して洗うことが分かってきました。

水の流れをよくする構造は無いかと、試行錯誤を繰り返しました。また、汚れの落ち具合と同じくらい気になったのが、「音」の問題です。洗濯機の内側にぶつかって、近所迷惑になるような音が出ます。この問題も解決しなければ商品化はないと考えた西堀さんは、自ら騒音計を購入して、どれだけ軽減できたかを数値で証明しました。

こうしてようやく、商品化決定となりました。

この決定の報告を受け西堀さんは「試作を作るたび新しい気が付きが合ってたんです。商品化決定となった時はうれしかったですね。2年間、ずっと洗濯機を見てきたかがありました（笑）」と笑顔で話してくれました。

販売開始前の予約受注の段階では800件超の注文が入り人気の高さが伺えます。6月末にネットでの販売が開始され、現在、全国の小売店への営業が行われているとのこと。皆様のお近くの店舗で見られるのも近そうです。



西堀さん公開契約調印式 Youtube

一般社団法人発明学会

発明・アイデアに関するご相談、ご質問がある方は、(一社)発明学会迄お問い合わせください。

毎週火、木、土曜日午後、無料相談を行っています。

問合せ先 (一社)発明学会 YH係 〒162-0055 東京都新宿区余丁町7-1

TEL 03-5366-8811(代) <http://www.hatsumei.or.jp>



飯田橋 道路工事中の外掘通り
昭和43年11月25日（新宿歴史博物館蔵）



飯田橋駅ホーム、堀側より 再開発前の神楽河岸・河岸の雰囲気が残る神楽河岸地区。飯田橋駅の東口（目白通り）・西口（早稲田通り）と外堀通りに挟まれた飯田橋の再開発は、昭和61年（1986）に完了。飯田橋セントラルプラザ・ラムラに生まれ変わっている。

昭和51年8月26日（新宿歴史博物館蔵）



東京厚生年金病院前　進む地下鉄工事
地下鉄東西線工事のため路面が木材で覆われ
た、大久保通り厚生年金病院付近。
昭和30年代後半（新宿歴史博物館蔵）



飯田橋 道路工事中の外掘通り
昭和43年11月25日（新宿歴史博物館蔵）



飯田橋 道路工事中の外掘通り
昭和43年11月25日（新宿歴史博物館蔵）



飯田橋 道路工事中の外掘通り
昭和43年11月25日（新宿歴史博物館蔵）



飯田橋 道路工事中の外掘通り
昭和43年11月25日（新宿歴史博物館蔵）



飯田橋 道路工事中の外掘通り
昭和43年11月25日（新宿歴史博物館蔵）



飯田橋 道路工事中の外掘通り
昭和43年11月25日（新宿歴史博物館蔵）

新宿区では最古といわれる鳥居がある築土八幡神社。築土八幡町の町名は神社に由来します。神社前には大久保通りがあつて、地下には地下鉄東西線が通っています。昔は都電13系統（新宿駅～岩本町）が走っていました。

筑土八幡交差点には、2016（平成28）年に放射第25号線が開通し、大久保通りから目白通りまで280mが結ばれ、神田川を新隆慶橋で渡ると文京区へと行かれます。

大久保通りの筑土八幡町交差点を飯田橋方面へ進むと右角に1904（明治37）年創立の津久戸小学校が、その向かい側にはかつての厚生年金病院（現・地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター）本館が建っています。本館に並んで別館も建てられています。

大久保通りを飯田橋方面に坂を下っていくと、大久保通り、外堀通り、目白通りが交わる交通の難所「飯田橋」交差点に出ます。五差路を、例えば、水道橋方面から市ヶ谷方向に向いている場合、九段下へは左端、四谷・市ヶ谷、そして新宿方面の靖

国通りに入りたければ、直進
大久保・神楽坂上方面の大久保
通りへは右から2番目、目白・
江戸川橋方面の目白通りへは右
端のレーンを選ぶことになりま
す。千代田区、新宿区、文京区
の区界に位置していて、神田川
の上には首都高速5号線が大き
くカーブを描いて通り抜けてい
きます。ちなみに飯田橋交差点
の区間は1969（昭和44）年
に完成しています。

さて、そもそも「飯田橋」とはなにか。それは今は飯田橋セントラルプラザとなっている場所にあった飯田濠に架かっていた橋の名称でした。飯田橋地区市街地再開発事業によって濠が埋め立てられ千代田区側に住居棟、新宿区側に事務所棟が、下層部（1・2階）はショッピング街「飯田橋ラムラ（RAMLA）」となっています。またJR飯田橋駅東口側のホームが急カーブで電車とホームに隙間があつて危険というので、西側に200m移設されました。この位置はその昔にあった牛込駅とほぼ同じとのこと。

飯田橋地区はこれからも改良再開発が続いていきそうです。

新宿歴史博物館 令和五年度 特別展
生誕百二十年記念

林芙美子展

「旅人で詩人で傑作書きで」



林芙美子肖像 撮影・林忠彦 ©林忠彦作品研究室

「作家になるなどとは
思ひもよらない事だったが、
とりとめもない心の独白を
書いてるうちに、私は次々に
書きたい思ひにかられ、
書いてゐる時が、
私の賑やかな時間であつた。」

「放浪記Ⅱ 林芙美子文庫」
新潮社 昭和二十四年（一九四九）あとがきより

新宿区立
新宿歴史博物館
地下1階企画展示室

令和5年
9月24日(日)～11月26日(日)

【開館時間】午前9時30分～午後5時30分(入館は午後5時まで)

【休館日】9月25日(月)、10月10日(火)・23日(月)、11月13日(月)

【観覧料】一般300円(常設展とのセット券は500円)、中学生以下無料

【主催】公益財団法人新宿未来創造財団

【共催】新宿区、新宿区教育委員会

【後援】尾道市、北九州市立文学館

背景の文様「帯(遺愛品)」を図案化／万年筆(遺愛品)共に新宿歴史博物館蔵



新宿区立
新宿歴史博物館
Shinjuku Historical Museum
Tel.03-3359-2131 / Fax.03-3359-5036
指定管理者：公益財団法人新宿未来創造財団

<https://www.regasu-shinjuku.or.jp/rekihaku/>

JR・東京メトロ丸ノ内線・南北線「四ツ谷駅」下車……徒歩10分
東京メトロ丸ノ内線「四谷三丁目駅」下車……徒歩8分
都営地下鉄新横線「曙橋駅」下車……徒歩8分

※社会状況により、記載内容に変更が生じる場合があります。最新の情報を当館のウェブサイトにてご確認ください。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



※再生紙を使用しています。